

### 1) 障害者雇用・生活支援センター（甲賀）経過

- 平成4年 知的障害者の通過型生活訓練施設の信楽通勤寮に地域生活支援事業により、信楽通勤寮のOBと県内の知的障害者の生活支援ワーカー設置（就職職場定着も含めて生活全般にわたる支援開始）
- 平成11年 甲賀郡障害者雇用支援センター（幹旋型）
- 平成14年 就業・生活支援事業認可（国の事業）・・・①  
雇用支援ワーカー1名、生活支援ワーカー1名、当事者相談員1名。  
県単独事業ジョブコーチ5～6人
- 平成17年 働き・暮らし応援センター事業認可（県単独事業）・・・②  
就労サポーター、（開拓員設置）  
現在①②両方の事業を大津、彦根、②のみを高島（湖西地区）と東近江（近江八幡、八日市、蒲生）にセンターがある。  
湖南地区（草津、守山、野洲など）と湖北地区にはない。
- 平成19年 大津と高島に就業・生活支援事業。
- 平成20年 湖北に就業生活と働き暮らし応援センター  
草津・守山・野洲・栗東に就業生活・働き暮らし

### 2) 対象者（平成18年3月現在）

人口 甲賀市 約95,600人、湖南市56,300人の約15万人  
在宅障がい者人数6,299人  
うち、手帳保持者は知的障がい952人、身体障がい499人、精神障がい283人  
平成18年3月現在の登録者 413人  
知的障がい272人、身体障害61人、精神障がい56人、その他21人  
うち就職者知的障がい199人、身体障がい22人、精神障がい19人、その他手帳なしの方7人  
甲賀市273人、湖南市98人、その他滋賀県内43人

平成22年度は、登録者582人。うち身体在職者316人、求職者205人、その他61人。

4年間で170人登録像(3年以上連絡無ない方はいったん取り消しをしても)  
最近精神障害、疾患、発達障がい、高次能機能障害の方の相談が増えてきています。

### 3) 相談内容

平成17年度相談支援総件数は5,067件

うち①就職に向けた支援1,183件、②職場定着支援1,487件、③生活支援1,632件④就業・生活両面にわたる支援765件  
平成22年度相談支援総件数は13,188件  
内訳は①2627件、②4779件、③3295件、④2487件

※ ③は生活そのものだけでなく、就労を支える生活の支援と考えています。  
相談、支援方法は①センター来所498件、②電話、メール、FAXは2,385件、  
③家庭、グループホーム、施設訪問741件、④職場訪問539件、⑤その他904件  
※ その他は、職安、職業センター、通院付き添い、ケース会議、買い物や余暇支援

#### 4) 地域の就労支援ネットワークの仕組み (別紙)

自立支援協議会【サービス調整会議】の中に就労支援部会があります。

職業安定所中心に地域障害者就労支援事業(甲賀の就労支援体制が事業化)

平成17年度からパイロット事業。

昨年度は21名希望、13名登録、9名就労、1名辞退、1名クローズで就労、2名継続。

18年度9名、5名登録、4名就労。

この事業対象者以外の人には、別紙のようなシステムを個々のケースに応じて組み合わせながら支援をしている。

この事業は19年度から全国のハローワークで展開することになりました。

○信楽学園卒園生、近江学園卒園生、しゃくなげ園卒園生が毎年4月に数名企業就労

○三雲養護学校卒業生が17年度9名、18年度7名企業就労希望

○中学校(障害児学級)卒業生が数名企業就労

○信楽通勤寮から毎年4~5名が地域生活(グループホーム、アパートへ)移行。

年間約20名近くの就業・生活支援対象が増えていく現状。

甲賀の課題は、**支援者不足。学校や施設のアフターケアでは限界がある。**

#### 5) 事例1

むれやま荘退所時に相談がありました。住居は自宅、就労希望、50代後半の方。脳梗塞で半身は非。移動手段は自家用車。就職相談をハローワークと受け、職業評価後、ハローワークの求人の中で検討。再就職前のつなぎと生活の見守り相談が必要と感じ、生活リズムも整えていくため、作業所利用。单身生活になられるということで生活支援センターにもつなぎました。作業所通所中に、胆石で緊急入院。幸い作業所の職員さんが付添う入院手続き。日中も含め係わりが必要と感じました。特に日々の体調の変化は、毎日通所してお

られたからこそ発見も早かった。現在も元気に通所されています。

### 事例2

在職中脳梗塞で半身まひ。むれやま荘の生活訓練中に、職員さんがハローワークと会社へ像談。雇用継続のための助成金を使いトイレやスロープの設置。家族の送迎と介護タクシーを使い週3回出勤。定期的にあかつきと職場訪問をして様子を見守っている方がおられます。

### 事例3

脳梗塞で半身まひ、日中行く場のない日々を過ごしておられ、うつ気味になっておられた50後半の方。日中の活動の場所、居場所の確保とリハビリを兼ねて作業所利用を勧めました。6か月ほどして自身も取り戻され、市役所の嘱託職員の応募したところ採用。5年目を迎え、今後の就職先が心配です。

## 6) 定期的な余暇支援

**「何のために働くのか、息に気はどこでするのか？」**

**⇒余暇は大事ですよ。**

地域知的障害者余暇活動（ふれあいサロン、毎月第3日曜日）

知的障がい者就労女性茶話会（お嬢様クラブ、毎月第4日曜日）

甲賀市在住知的障害本人活動（あいあいクラブ、毎月第4土曜日）

知的障がい者スポーツクラブ（ソフトボール毎月2回、サッカー毎月約3～4日）

5月、8月、12月年3回旅行

※ 働く喜び＝会社での貢献・・・だけではない。働いたお金で生活が楽しめるかどうか＝働く意欲＝自己実現である。働く源であると考え。個々の余暇の充実が大事！

## 7) 雇用支援ワーカーの仕事は・・・

障がい者と支援機関、障がい者と企業、支援機関同士をつなぐ糸のような存在。

どこの利害ではなく、障がいを持つ人の就労と、それ生活を支える影の役目。

「障がいを持つ人の夢とニーズに沿った、より充実したサポートとサービスを」もくひょう、所属にこだわることなく、地域の間人として、フリーで動く事が大切です。

時として軒先となり、時として椅子になる必要があります。支援センターも、あなたの街のホッとステーション・・・コンビニのような場所でありたいと思っています。

ただし、ワーカーはもちろんセンターも独自では支援が完結できない事を忘れず、ネットワークこそが地域を作る事を忘れてはならないと思います。